

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
兵庫県

2 構造改革特別区域の名称
国際経済特区

3 構造改革特別区域の範囲
尼崎市、西宮市及び芦屋市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 全国屈指のものづくり基盤技術の集積

わが国の高度成長を牽引してきた阪神工業地帯の中核を形成する尼崎市を中心とした本地域は、全国屈指、また関西圏では東大阪と並ぶものづくり基盤技術の集積拠点であり、わが国製造業の根幹を支える優れた中小・中堅企業等が厚みをもって集積している。

高度な加工技術の集積

当地区では、高品質・高密度、迅速、柔軟な生産加工技術が集積しており、独自の技術を有する企業が多数存在している。中でも、金型、プレス、表面処理・塗装等機械金属の基盤技術を有する中小企業が集積している。

独自技術・製品を有する企業の存在

独創性のある技術により、ニッチ分野をはじめとして、高い市場占有率を誇る企業が数多い。

【データ】当地区の業種別全国比特化係数

1. 事業所数

2. 製品別出荷額

業種	特化係数	業種	特化係数
一般機械	1.65	鉄鋼	3.48
鉄鋼	1.61	化学	2.71
金属	1.48	一般機械	1.07

全国比特化係数 = 当地区の業種別構成比 / 全国の業種別構成比
共に当地区の構成比が10%を下回る業種は除く。

(2) 高度な研究開発機能、起業支援機能の集積

全国有数の工業集積地帯である本地区には、同時に高度な研究開発機能が立地しており、研究開発機関及び研究開発部門は、大小併せて60近くある。

具体的には、独立行政法人産業技術総合研究所尼崎事業所、財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所等の公的機関のほか、大企業の研究開発部門や応用研究を手掛ける関連会社、企業からの受託研究を行う試験分析サービス業などの民間研究機関が多く立地し、素材や生産加工技術、さらにはバイオ・再生医療まで、多様な研究開発が活発に実施されている。

加えて、インキュベーション機能を持つ尼崎リサーチインキュベーションセンターや、試作・設備利用に応じる財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所などが、ものづくり中小企業の第二創業や新分野進出、あるいはベンチャー創出を支援するなど、事業創出環境も整っている。

(3) 国際水準の都市環境

本地域は、隣接する神戸市とともに、明治の開港以来、海外との結節点として、異文化や優れた技術をいち早く取り入れるなど、海外との交流を先導してきた地域である。

こうした歴史の中で、国際的な規格の住宅や宗教施設、教育施設、外国語で対応可能な病院が多数存在しているほか、関西国際空港や大阪国際空港、尼崎港・神戸港への近接性、高速道路網の充実といった陸海空の交通アクセスの良さと相俟って、外国人ビジネスマンや研究者、その家族が生活しやすい国際的な都市基盤が整っている。

このように、本地域においては、国際的なビジネス・研究の交流拠点としてのポテンシャルを充分有しており、実際、本地域に日本法人の本社を構える外国・外資系企業は、世界的な試薬企業など6社、従業員にして約500名に達し、国際色溢れるビジネスゾーンを形成している。

5 構造改革特別区域計画の意義

明治期に繊維、鉄鋼、造船、ゴム等の近代工業が全国を先導する形で導入されて以来、この地域は一貫して全国有数の工業集積地帯としてわが国の発展をリードしてきた。しかしながら、近年、生産機能の海外移転、経済・業務機能の首都圏への集中という二重の空洞化に加え、輸出工業戦略で台頭するアジア各国との競争、国内における大企業を頂点とする産業組織の再編・再構築など様々な構造要因に直面する中で、ものづくり産業を基幹とする本地域の活力は徐々に低下しつつある。実際、工場の閉鎖・撤退・転出等が相次ぎ、本地域の事業所数及び工業出荷額は、平成3年度をピークに減少しており、基盤技術集積の喪失が危惧される事態を生じている。

重厚長大型製造業とこの関連企業、協力企業で構成された地域の疲弊、その結果としてのわが国におけるものづくり集積機能の空洞化は、ひとり本地域のみの問題ではなく、全国的な課題となっており、対外投資と対内投資のインバランスがこれをさらに助長する結果となっている。

こうした観点から、資源のないわが国が今後も発展を続けるためには、海外との人材・知識の双方向型の交流を通じ、既存の企業における技術の維持・高付加価値化と国際競争力の回復、さらに、対外投資と対内投資の均衡化を図るための外国外資系企業の誘致が不可欠である。

(1) 疲弊する既存のものづくり集積の国際競争力の回復と強化

構造改革特別地域計画での取り組みは、公的研究機関が中心となり、規制改革「外国人研究者受入れ促進事業」を活用し、地元企業に研究成果を移転し、ものづくり基盤技術、高度な研究開発機能などを有する本地域で短期化、効率的に、既存分野の技術・製品の高度化・付加価値や新規成長分野で技術・製品化に結実させることにある。

具体的には、財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所では、地元中小企業の技術開発を支援する「ものづくり支援センター」事業を実施し、数々の支援のメニューを用意している。技術相談も年間1,000件近くに上るなど、地域企業と密接に関連し、信頼が置かれている。その中で特に技術開発・試作支援事業において、研究所独自開発の研究成果や技術と各企業の技術を融合させ、オーダーメイドの技術開発・製品化支援を図っており、特に当該研究機関での研究成果を地元経済に普及させる枠組みが用意されている。

また、独立行政法人産業技術総合研究所関西センター尼崎事業所では、ライフサイエンス分野の「細胞工学」、「メディカルデバイス」、「組織再生工学」等の研究開発を、また、情報処理技術分野では情報処理システムの検証技法に関する研究開発等を推進している。今後、特にライフサイエンス分野の「細胞工学」、「メディカルデバイス」、「組織再生工学」は、大きな潜在的な市場規模（世界で約50兆円）が予測され、関連分野の発展も併せて、地域経済の活性化に資するものと期待出来る。

更に、本地区における民間研究開発機関でも「外国人研究者受入れ促進事業」を活用し、外国人研究者受入機関における研究開発体制の強化を図るとともに、当該機関と取引関係にある、研究開発の提携先となっている地元企業や研究機関において、生産関連技術の高度化をめざす。既存産業集積のグローバル化、高付加価値化といった構造改革を推進する。

(2) 地域のポテンシャルを生かした対内投資の促進

本地域の国際的な居住・教育・医療・宗教等多様で充実した施設を生かし、また、既存のものづくり集積における海外との交流促進策と連携しつつ、外国人研究者の受入れに係る規制の特例措置と地域独自の投資促進策を一体的に展開し、外国外資系企業の集積を図る。

特に「外国人研究者受入れ促進事業」は、既存の国内研究機関のみならず、今後進出する、研究開発型の外国外資系企業にとっても、研究開発人材確保から大きなプラス要因になる。特に、本地域のものづくり基盤技術が集積し迅速な製品化促進が見込まれることから本事業との相乗効果が発揮出来ることからその意義が高い。

加えて、本地域と隣接する神戸市では、国際みなと経済特区の中で外国外資系企業の誘致を進めることとしており、本地域と国際みなと経済特区の双方が実現することにより、神戸・阪神地域において、シームレスでインパクトの強い対内投資促進ゾーンが誕生することになる。その意味で本特区と国際みなと経済特区（神戸市）とは相互補完的な効果が期待されることとあり、両特区が一体となって低迷が続く関西経済の打開に向け、対内投資促進の面から先駆的な取り組みを行おうとするものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

生産機能の海外移転、国際競争の激化等の中で転機に立つものづくり産業等の地域経済の構造改革モデルとして、外国人研究者の受入れに係る規制の特例措置とこれとの相

乗効果を生み出す地域独自の取り組みを展開し、海外との経済・技術交流を基軸とした既存のものづくり産業等の国際化・高付加価値化を通じた再生、外国外資系企業の集積を一体的に進め、世界に開かれた国際経済拠点を形成する。

(1) 既存のものづくり集積における海外からの人材受入れと海外へのアクセス促進

本地域におけるものづくり集積の衰退傾向に対し、県では、「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法」(平成9年度制定)に基づき、尼崎市等を対象とした「基盤的技術産業集積活性化計画」を作成し、平成10年8月に国の承認を得た。

上記計画に則り、国と連携しながら、賃貸工場の整備、財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所の整備への支援といった取り組みを展開するとともに、地域独自に産学官が連携し、すぐれた技術・製品等を有する企業を「ものづくりリーディング企業」として認証する事業や産学交流を展開するなど活性化に努めているが、更なる取り組みの強化が必要な状況となっている。

このため、外国人研究者の受入れに係る規制の特例措置を活用し、本地域の研究機関における海外の頭脳活用を進め、研究現場に多様性・新規性を導入し、活性化することとともに、これらと取引関係や提携関係にある、企業、研究機関への波及効果を通して産業の空洞化現象を打開し得る、加工分野等における研究開発水準の抜本的な向上、付加価値の高い製造業構造の確立を図る。

(2) 外国外資系企業が集積し、地域産業と融合する対内投資促進ゾーンの形成

インターナショナルスクールや宗教施設など国際的な都市・生活基盤を有する兵庫県は、神戸・阪神を中心に全国第4位の外国外資系企業数を誇るなど(76社、出所：平成14年度「東洋経済外資系企業総覧」)当地区は、対内投資促進地域の先進地域として大きなポテンシャルを持っている。

県では、こうした地域の可能性を生かし、産業復興条例、産業集積条例の制定とこれに基づく企業立地に対する税財政面での支援、ひょうご投資サポートセンターの運営、海外におけるトップセールス、県海外事務所のネットワークを活用し、地域独自に対内投資促進策を実施してきたところである。

更なる外国外資系企業の進出に対しては参入障壁の一層の緩和が必要であり、今後、「外国人研究者受入れ促進事業」、「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」の規制の特例措置を最大限に活用するとともに、地域独自の取り組みも積極的に展開し、外国外資系企業の投資をさらに促進する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

上記「目標」に係る事業を実施することにより、既存製造業の高度化・高付加価値化とライフサイエンス分野を主体とした新規成長分野の製品化、生産・出荷額増加及び就業者増加が図られ、また、研究開発型ベンチャー企業の創業促進及び内外関連企業・研究機関の企業の立地促進によるにより、低迷している本地域の活性化が期待出来る。

本地域の規制改革措置「外国人研究者受入れ促進事業」の実施主体である財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所、独立行政法人産業技術総合研究所関西センター尼崎事業所では、地元企業への研究成果を早期に普及、事業化による経済効果が図られ

る。

さらに、規制改革措置「外国人研究者受入れ促進事業」の実施主体となっている民間研究機関においても、特区内にある自社製造事業所でその研究成果を製品化により、自社の出荷額及び特区内企業での同社製造事業所向け資材調達が増加することで地域経済の波及効果を実現させていく。

その結果、本地域内でのものづくり集積及びライフサイエンス分野を中心とした新規成長分野でのビジネスチャンス拡大により国内外の関連企業、研究機関の進出・集積が期待できる。さらに本地域の高度なものづくり集積のポテンシャルと、各種の地元への支援策を活用することにより、研究開発に加え、研究成果の事業化意欲のある外国人研究者が研究開発型ベンチャー企業を設立も見込まれる。

そして、外国外資系企業は、経営上、技術上の独自のノウハウを有しており、ROE等の財務体質でも優れている。このような外国外資系企業の誘致促進を核として、地域企業に優れたノウハウを伝播、競争を通じた構造改善の効果が期待出来る。計画実施5年後の具体的な経済的効果は、下記のとおり、見込んでいる。

【計画実施5年後の具体的な経済的効果(1)～(3)】

- (1) 産学官連携の共同研究数及び特許出願件数の増加 5年後に2倍
- | | | | | |
|--------|--------|------|--------|-------|
| 共同研究数 | 平成14年度 | 約50件 | 平成19年度 | 約100件 |
| 特許出願件数 | 同 | 約30件 | 同 | 約60件 |
- (2) 研究開発による産業化見込み
- | | |
|-------------------------------|--------|
| ものづくり集積の高度化・高付加価値化の研究開発による産業化 | 約50億円 |
| 新分野(ライフサイエンス分野等)の研究開発による産業化 | 約100億円 |
- (3) 内外企業進出増加見込み
- | | | | | | |
|---------|-----|------|------|-----|-------|
| ベンチャー企業 | 5社 | 従業員数 | 約43人 | 売上高 | 約12億円 |
| 外国外資系企業 | 10社 | 従業員数 | 約85人 | 売上高 | 約24億円 |

8 特定事業の名称

- (1) 外国人研究者受入れ促進事業
(2) 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

【全国対応の規制緩和の活用】

- (1) 外国法律事務弁護士に関する規制緩和の活用
(2) 労働者派遣業務規制に関する派遣期間延長、派遣対象業務の拡大の活用

【地域独自の取り組み】

(1) 産業集積条例に基づく立地支援措置（新産業創造支援措置を含む）

不動産取得税の不均一課税
固定資産税の不均一課税
雇用創出型産業集積型補助金
拠点地区推進のための貸付制度
外資系企業向けオフィス賃料補助
新産業創造プログラム補助事業

県では、「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」(以下、「産業集積条例」という。)を平成14年4月に施行し、地域特性に応じて、「新産業構造拠点地区」、「国際経済拠点地区」、「産業集積促進地区」の3種類の拠点地区を市町長からの申し出により知事が指定し、立地する企業に対して、県と市町が連携して、イニシャルコスト軽減のための助成、税制上の優遇措置を支援策を講じるものである。

また、平成15年度より構造改革特別区域計画が認定された場合、その地域内で特定の事業の集積を図ることを目的とした「構造改革特別地区」を設けるため「産業集積条例」を改正しており、本地区の指定に伴う優遇措置も活用していきたい。

(参考資料 「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例のフロー図」)

(2) 国際経済交流テクニカルビジット受入事業

兵庫県とゆかりの深い友好姉妹州などの本県成長7分野のビジネス代表团及び従来、東京、関西まで訪問するが本県まで呼び込めなかった当該分野の海外優良ビジネス代表团などを、関係する友好姉妹州や関西総領事館・商工会議所などに中心に積極的かつ効果的に売り込むことで、受入れや県内企業との商談会、経済セミナーなどマッチングを促進することにより、取引の拡大などの経済交流及び県内への立地促進を図る。

(3) 海外企業ビジネスチャンス発掘事業

本県海外事務所を通じて、海外の現地の経済・企業情報等に精通した大学、研究機関、個人、コンサルティング会社等に対して、日本でのビジネスに関心のある海外企業の調査並びに本県でのビジネス取引や進出に関心を持つ海外企業の紹介・フォロー等の業務を委託し、海外企業の日本におけるビジネスチャンスを発掘し、ビジネス取引の活性化や本県への企業進出を促進する。

(4) ひょうご投資サポートセンター事業

神戸国際会館に設置している兵庫投資サポートセンター事業と連携して、構造改革特別地域へ進出を検討している外国・外資系企業を主な対象に、経済環境・生活環境、諸手続き等に関する情報の総合的な提供やアドバイス等の支援を実施し、構造改革特別地域内への企業誘致を促進する。

(5) 外国人県民インフォメーションセンターとの連携

外国人県民インフォメーションセンター（兵庫県国際交流センター内に設置）と連携して、構造改革特別地域内に居住する外国人県民の日常生活の様々な相談に応じるため、外国語による相談員及び法律、労働の専門相談員による生活相談を実施する。

(6) 兵庫県国際交流センター海外事務所及び兵庫県ビジネスサポートセンター・東京との連携

本県の海外事務所（米国ワシントン州、パリ、香港等）及び兵庫県ビジネスサポートセンター東京と連携して、外国企業及び首都圏に進出した外国・外資系企業の構造改革特別地域内への誘致を促進する。

（ 7 ）工業技術センターによる技術相談

中小企業における技術的課題が多様化・高度化している現状に対応するため、技術相談窓口を一元化することにより、効率的・総合的な技術相談・支援を行い、県内の中小企業の技術力の向上に寄与する。

（ 8 ）財団法人ひょうご中小企業活性化センターによる経営支援事業

創業から経営革新まで、多様な経営課題を解決するために財団法人ひょうご中小企業活性化センターを総合的な中小企業支援の拠点と位置づけ、知識、人材、情報等のソフトな経営資源をワンストップサービスを実施する。

（ 9 ）地域中小企業支援センターによる経営支援事業

構造改革特別地域内の商工会議所（尼崎商工会議所）において創業・経営革新支援事業を実施する。

（ 5 0 1 ～ 5 0 4 事業における特定事業又は関連事業 ）

三菱電機株式会社先端技術総合研究所

財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所

独立行政法人 産業技術総合研究所

別紙

1 特定事業の名称

(特定事業番号：501、502、503) 外国人研究者受入れ促進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

三菱電機株式会社先端技術総合研究所

財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所

独立行政法人 産業技術総合研究所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日から

4 特定事業の内容

特定事業1

(1) 事業に関与する主体(特定研究等活動に係る機関)

名称：三菱電機株式会社先端技術総合研究所

所在地：尼崎市塚口本町8丁目1番1号

研究者数：約1000名

(2) 特定研究等活動を行う施設<中核施設>

名称：三菱電機株式会社先端技術総合研究所

所在地：尼崎市塚口本町8丁目1番1号

研究開発分野： 産業の基幹となる技術

(情報通信、衛星、半導体、交通、ビルシステム、電力など)

ソリューションを提供する技術

(産業用システム(電力・FA)、社会インフラシステム、ネットワークシステムなど)

人と環境に関わる技術

(環境、エコマテリアル、メディカルシステム、ゲノムなど)

映像と情報に関わる技術

(ディスプレイ、携帯端末、映像監視、次世代AVシステムなど)

技術の基礎を切り拓く研究

(ナノテクノロジー、材料、先端分析技術など)

(3) 事業内容：研究開発シーズ、研究開発手法に優れた外国人研究者を受入れ、電機、機械、新デバイス(電子回路・半導体)、エネルギー、環境、材料、システム開発分野で、基礎から応用、産業技術の製品化前までの段階で研究を実施する。

(4) その他：現在、外国人研究者は4名(スイス、ハンガリー、韓国、中国)外国人技術者は4名(中国3名、モロッコ)在席している。平成9年頃より中国の電子工学系大学とは、共同研究契約や委託研究契約を締結し、研究交流の目的で人事交流が行われている。

特定事業2

- (1) 事業に関する主体（特定研究等活動に係る機関）
名称：財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所
所在地：尼崎市道意町7丁目1番8号
研究者数：6名
- (2) 特定研究等活動を行う施設＜中核施設＞
名称：財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所 研究棟
所在地：尼崎市道意町7丁目1番8号
名称：上記研究所内ものづくり支援センター
所在地：尼崎市道意町7丁目1番8号
研究開発分野：レーザー等高密度熱源を利用した先端加工技術の研究開発
事業概要：研究棟では、研究開発を行う。研究所内「ものづくり支援センター」では、レーザー加工装置、3次元CAD等設計支援装置、走査型電子顕微鏡等材料試験・評価装置を設置し、研究者が研究開発に利用すると共に設備利用事業、技術開発・試作支援事業など地元企業への総合的なものづくり支援事業を実施している。
- (3) 事業内容：研究開発シーズ、研究開発手法に優れた外国人研究者を受入れ、レーザー等高密度熱源を利用した先端加工技術の研究開発を実施する。
- (4) その他：現在、外国人研究者は1名（中国）在席している。

特定事業3

- (1) 事業に関する主体（特定研究等活動に係る機関）
名称：独立行政法人 産業技術総合研究所
所在地：千代田区霞が関一丁目3番1号
研究者数：約2400名程度（海外からの研究者数約800名）
- (2) 特定研究等活動を行う施設＜中核施設＞
名称：独立行政法人 産業技術総合研究所 関西センター 尼崎事業所
所在地：尼崎市若王寺3丁目11番46号
研究開発分野：ライフサイエンス分野（「細胞工学」「メディカル・デバイス」、「組織再生工学」）情報処理技術分野（情報処理システムの検証技法に関する研究等）
- (3) 事業内容：ライフサイエンス分野及び情報処理技術分野等において、先端的研究、長期的政策推進のための研究及び科学基盤研究を推進しており、当該分野における研究シーズ、研究開発手法に優れた外国人研究者を受入れるとともに、産学官連携を推進し、産業界、大学、地域の研究ポテンシャルを融合・発展させて、新しい産業を創出する。
- (4) その他：現在、尼崎事業所ティッシュエンジニアリング研究センターに、外国人研究者は2名（フランス、中国）が在席している。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

当該地域のポテンシャルを有効に活用しつつ、外国企業等の立地、外国人研究者の研究活動等を促進することにより、地域の特性に応じた新たな産業構造の構築、地域経済の活性化を進めていく「国際経済特区」の目的を達成するためには是非とも必要である。

つまり、外国人研究者が「在留期間」が延長されることにより、精神的な安定が高まり、当該研究機関での研究意欲の向上に資することになる。また、手続き面でも簡素化が図られる。当該研究機関においても、優秀な人材を確保し、優れた研究成果に結実させるメリットが大きい。当研究所では研究課題が3年以上の期間に渡る場合も多いので、当該研究者が継続して取り組む必要性がある。

更に研究成果を事業化するに際し、異質な文化土壌から育まれた外国人研究者が日本人研究者との共同研究・交流を通じて、単独では、解決困難な研究開発課題を抽出し、解決できる新たな枠組みが期待できることから、研究の効率的推進も相当程度見込まれる。「国際経済特区」の目的を達成するためには是非とも必要である。

(2) 法第15条第1項第1号、第2号に該当することを判断した根拠を示す内容を明記
法第15条第1項第1号

【三菱電機株式会社先端技術総合研究所】

項目	根拠
中核となる施設の所在	電機、機械、新デバイス(電子回路・半導体)、エネルギー、環境、材料、システム開発分野で、基礎から応用、産業技術の製品化前までの段階で研究を実施しており、研究者数も約1000名と大規模であり、中核となる施設を担うものと判断した。
関連する研究を行う施設が相当程度集積するものと見込まれる。	当該地域では、尼崎市、西宮市を中心に、産業技術総合研究所関西センター尼崎事業所(細胞組織生産技術、細胞機能評価)、古野電気株式会社技術研究所、東京エレクトロン株式会社関西技術開発センター(電機・電子)、株式会社クボタ開発センター(機械)、住友精密工業株式会社研究部(精密機械)などの研究施設が集積している。 平成14年の工場等制限法の廃止に伴い、工場・研究所の集積が見込まれる。

【財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所】

項目	根拠
中核となる施設の所在	研究者6名と人数は少ないものの、レーザー加工技術において地元企業と共同研究、受託研究を実施、また、同研究所内の「ものづくり支援センター」では、地元企業への研究開発・製品化への支援事業を実施するなど、当該研究所が地域製造業に果たす役割が大きいことから中核となる施設と判断した。
当該施設の周辺におけるこれに関連する産業の発展が相当程度見込まれること	当該地域では、尼崎市、西宮市を中心に、機械金属関連の加工技術、高度の基盤的技術を有する中小企業が集積している。 また、平成14年の工場等制限法の廃止に伴い、工場・研究所の集積が見込まれる。

【独立行政法人産業技術総合研究所関西センター尼崎事業所】

項目	根拠
中核となる施設の所在	ライフサイエンス分野、情報処理技術分野の技術の中核施設と判断した。
関連する研究を行う施設が相当程度集積するものと見込まれること	当該地域では、尼崎市、西宮市を中心に、古野電気株式会社技術研究所、東京エレクトロン株式会社関西技術開発センター（電機・電子）株式会社クボタ開発センター（機械）住友精密工業株式会社研究部（精密機械）などの研究施設が集積している。 また、ライフサイエンス分野、情報処理技術分野は、今後、成長が期待される分野であるため、研究所の集積が見込まれる。

第15条第1項第2号

項目	根拠
併せて研究の成果を利用して事業を自ら経営を行うこと	外国人研究者がその研究成果を活かした研究開発型ベンチャー企業を設立するにあたって、尼崎市には、尼崎リサーチ・インキュベーションセンターの貸研究室があり、また、技術開発・試作・技術相談、設備利用に応じる兵庫県工業技術センター（神戸市）の技術相談に加え、中小企業支援センター（神戸市・尼崎市）の経営相談を利用することが可能である。 このような支援措置を活用することにより、円滑な起業を図られると見込まれる。
研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展が相当程度見込まれること	1．研究の効率的推進が相当程度見込まれる。 研究成果を事業化するに際し、異質な文化土壌から育まれた外国人研究者が日本人研究者との共同研究・交流を通じて、単独では、解決困難な研究開発課題を抽出し、解決できる新たな枠組みが期待できることから、研究の効率的推進が相当程度見込まれると判断される。 2．産業の発展が相当程度見込まれる。 当特区内は、尼崎市、西宮市には県下でも総合的な産業集積がある。研究成果が事業化された場合、関連業種への直接・間接波及効果が期待され、特区内の産業の発展に相当程度見込まれると判断できる。

別紙

1 特定事業の名称

(特定事業番号：504) 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

三菱電機株式会社先端技術総合研究所
財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所
独立行政法人 産業技術総合研究所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日から

4 特定事業及び関連事業の内容

特定事業 1

(1) 特定事業の名称：外国人研究者受入れ促進事業

(2) 事業に関与する主体

名称：三菱電機株式会社先端技術総合研究所
所在地：尼崎市塚口本町8丁目1番1号
研究者数：約1000名

(3) 外国人が活動する公私の機関及び施設

名称：三菱電機株式会社先端技術総合研究所
所在地：尼崎市塚口本町8丁目1番1号
研究開発分野： 産業の基幹となる技術

(情報通信、衛星、半導体、交通、ビルシステム、電力など)
ソリューションを提供する技術

(産業用システム (電力・F A)、社会インフラシステム、ネットワ
ークシステムなど)

人と環境に関わる技術

(環境、エコマテリアル、メディカルシステム、ゲノムなど)

映像と情報に関わる技術

(ディスプレイ、携帯端末、映像監視、次世代AVシステムなど)

技術の基礎を切り拓く研究

(ナノテクノロジー、材料、先端分析技術など)

施設及び機関の概要は、P25「外国人が活動する公私の機関及び施設」を参照。

(4) 外国人の活動内容：上記施設における研究活動及び事業活動 (当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む)

(5) 事業内容：研究開発シーズ、研究開発手法に優れた外国人研究者を受入れ、電機、機械、新デバイス (電子回路・半導体)、エネルギー、環境、材料、システム開発分野で、基礎から応用、産業技術の製品化前までの段階で研究を実施する。

(6) その他：現在、外国人研究者は4名 (スイス、ハンガリー、韓国、中国) 外国人技術者は4名 (中国3名、モロッコ) 在席している。平成9年頃より中国の電子工学系大学とは、共同研究契約や委託研究契約を締結し、研究交流の目的で人事交流が行われている。

特定事業2

- (1) 特定事業の名称：外国人研究者受入れ促進事業
- (2) 事業に関与する主体
名称：財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所
所在地：尼崎市道意町7丁目1番8号
研究者数：6名
- (3) 外国人が活動する公私の機関
名称：財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所
所在地：尼崎市道意町7丁目1番8号
- (4) 外国人が実際に活動する公私の施設
名称：財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所 研究棟
所在地：尼崎市道意町7丁目1番8号
名称：上記研究所内ものづくり支援センター
所在地：尼崎市道意町7丁目1番8号
研究開発分野：レーザー等高密度熱源を利用した先端加工技術の研究開発
事業概要：研究棟では、研究開発を行う。研究所内「ものづくり支援センター」では、レーザー加工装置、3次元CAD等設計支援装置、走査型電子顕微鏡等材料試験・評価装置を設置し、研究者が研究開発に利用すると共に設備利用事業、技術開発・試作支援事業など地元企業への総合的なものづくり支援事業を実施している。
- (5) 外国人の活動の内容：上記施設における研究活動及び事業活動（当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む）
- (6) 事業内容：研究開発シーズ、研究開発手法に優れた外国人研究者を受入れ、レーザー等高密度熱源を利用した先端加工技術の研究開発を実施する。
- (7) その他：現在、外国人研究者は1名（中国）在席している。

特定事業3

- (1) 事業に関与する主体（特定研究等活動に係る機関）
名称：独立行政法人 産業技術総合研究所
所在地：東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
研究者数：約2400名程度（海外からの研究者数約800名）
- (2) 外国人が活動する公私の機関及び施設
名称：独立行政法人 産業技術総合研究所 関西センター 尼崎事業所
所在地：尼崎市若王寺3丁目11番46号
研究開発分野：ライフサイエンス分野（「細胞工学」「メディカル・デバイス」「組織再生工学」）、情報処理技術分野（情報処理システムの検証技法に関する研究等）
- (3) 外国人の活動の内容：上記施設における研究活動及び事業活動（当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む）
- (4) 事業内容：ライフサイエンス分野及び情報処理技術分野等において、先端的研究、長期的政策推進のための研究及び科学基盤研究を推進しており、当該分野における研究シーズ、研究開発手法に優れた外国人研究者を受入れるとともに、産学官連携を推進し、産業界、大学、地域の研究ポテンシャルを融合・発展させて、新しい産

業を創出する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

当該地域のポテンシャルを有効に活用しつつ、外国企業等の立地、外国人研究者の研究活動等を促進することにより、地域の特性に応じた新たな産業構造の構築、地域経済の活性化を進めていく「国際経済特区」の目的を達成するためには是非とも必要である。つまり、外国人研究者・技術者及びその家族の在留諸申請が優先的に処理されることにより、精神的な安定が高まり、当該研究機関での研究意欲の向上に資することになる。

当該研究機関においても、優秀な人材を確保し、優れた研究成果に結実させるメリットが大きい。

更に研究成果を事業化するに際し、異質な文化土壌から育まれた外国人研究者・技術者が日本人研究者・技術者との共同研究・交流を通じて、単独では、解決困難な研究開発・技術開発課題を抽出し、解決できる新たな枠組みが期待できることから、事業化の効率的推進も相当程度見込まれる。

(2) 要件適合性を認めた根拠

他の特定事業「外国人研究者受入れ促進事業」と併せて実施されるものであり、各研究施設において、外国人研究者及び外国人技術者が専門分野に従事し、また今後も従事することが予定されている。